

ダルニー奨学金申込書

ご記入日 _____年____月____日

お名前 (漢字)	登録番号	すべてに登録番号をお持ちの方はご記入ください
お名前 (ローマ字)	携帯電話番号	
奨学金名義	団体・グループ等の名称を使う場合のみご記入下さい。(最大32文字のローマ字又は日本語文字50字以内)	
<input type="checkbox"/> タイのご住所		Tel: Fax:
<input type="checkbox"/> タイのご勤務先		Tel: Fax:
<input type="checkbox"/> 日本のご住所		Tel: Fax:
E-mail		

*報告書の希望送付先に印をお付けください (1箇所のみ)。
*タイのご住所で返送された場合や帰国された場合、日本のご住所に報告書等を送付致します。

タイ滞在のご予定 あと _____年____ヶ月位

奨学金支援のご希望タイプ記入欄

送金方法記入欄

ご希望のタイプの欄にご支援いただく奨学生数、及び合計金額をご記入下さい。

○ A タイプ : 3年一括
全額一括して3年間分の奨学金をご寄付いただく方法です。
6,000 バーツ x _____人分 = _____ バーツ

○ B タイプ : 3年分分割の新規 (1年目)
3年分一括ではなく、1年間分ずつご寄付いただく方法です。
2,000 バーツ x _____人分 = _____ バーツ

○ B タイプ : 3年分分割の継続 (2年目か3年目)
1年目から継続して追加1年分のご寄付です。
2,000 バーツ x _____人分 = _____ バーツ

○ C タイプ : 単年度のみ
1回限り1年間分のみの奨学金をご寄付いただく方法です。この場合、同じ子どもを継続してご支援いただくことはできません。
2,000 バーツ x _____人分 = _____ バーツ

○ H タイプ : 単年度のみ (高校生)
5,000 バーツ x _____人分 = _____ バーツ

○ D タイプ : タイ事務局への寄付 _____ バーツ

○ E タイプ : 任意の奨学金寄付 _____ バーツ
寄付金は取りまとめて奨学金にします。

合計 : _____ バーツ

ご希望の送金方法を選び、必要事項をご記入下さい。

1.小切手(Personal Check または Cashier's Check)
⇒ 小切手とこの申込書を EDF 宛てにご送付下さい。

2. Donation Point
(東京堂書店、フジスーパー、クラブタイランドカフェ)
⇒ カウンターにて申込書と共に現金をお渡し下さい。申込み時の仮領収書は保管しておいて下さい。後日、正規領収書を送付致します。

3. クレジットカード
 VISA MASTER JCB
カード番号 _____

(表の全16桁)

署名(手書き) : _____

有効期限 : _____

⇒ この申込書を EDF 宛てに送付下さい。又は、スキャンして、下記のメールアドレスまでご送信下さい。FAX も可能です。

4. タイ銀行振込 入金日 _____
口座名 : The Education for Development Foundation (タイ語では มูลนิธิกองทุนการศึกษาเพื่อการพัฒนา)
 Siam Commercial Bank
支店 : Ngam Wong Wan 口座番号 : 319-2-77744-8
 Bangkok Bank
支店 : Bang Khen 口座番号 : 161-456698-0
 Kasikorn Bank
支店 : Bang Khen 口座番号 : 070-2-45369-0
 TMB Bank
支店 : Kasetsart University 口座番号 : 069-2-41110-1
 Krungthai Bank
支店 : Phaholyothin40 口座番号 : 980-7-59891-5
⇒ 銀行からもらう振込依頼書写しにお名前と電話番号をご記入の上、申込書と共に EDF 宛てに送付下さい。FAX か E メールでも可能です。

男女の希望がある場合のみご記入下さい。
 男子 _____人 女子 _____人

申し込み用紙の送付先

The Education for Development Foundation(EDF)
50 KUA Building 3rd Fl., Phaholyothin Rd., Chatuchak,
Bangkok, 10900 Thailand
Tel: 02-942-8538 (日本語ライン), 02-579-9209-11
Fax: 02-940-5266 (月-金 08.30-17.00)
Email : public@edfthai.org

タイにおける税制優遇措置

EDF は 1991 年に内務省から 4794 号の財団として認可され、さらに 1994 年には財務省から 255 号の税制優遇措置団体にも認可されました。EDF への寄付の領収書は保険や扶養家族控除などと同様に所得金額から控除され、この分は所得税が課税されません。なお、寄付による控除額の上限は、所得金額から保険や扶養家族などを控除した後の額の 10% です。